

監 第 225 号  
平成 31 年 3 月 28 日

松 江 市 長 松 浦 正 敬 様  
松江市議会議長 森 脇 勇 人 様  
各 行 政 委 員 会 委 員 長 様

松江市監査委員 松 本 修 司  
松江市監査委員 安 來 弘 喜  
松江市監査委員 田 中 明 子

行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき平成 30 年度行政監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により提出します。



平成 30 年 度

行 政 監 査 報 告 書

松 江 市 監 査 委 員



## 第1 監査のテーマ及び選定理由

### 1 監査のテーマ

「松江市に事務局を置く任意団体の現金・預金等の取扱い状況について」

### 2 選定理由

市の業務に関連する任意団体で、所管課（かい）に事務局を置き、職員が事務に従事しているものが多数ある。

通常、職員が公務で取り扱う現金・預金等のほとんどは歳計現金や歳計外現金などの公金とよばれるものであり、これらは法や条例・規則などで経理に関するルールが詳細に定めてあり、チェック体制も確立されている。

しかし、標記の団体では、これらの公金に属さない現金・預金等を職員が取扱い会計事務処理を行っている。取扱いや保管、会計処理などについては、市の財務規則等に規定はなく、おおむね所管部署の裁量に委ねられている。

公金に準じた適正な事務の執行や十分な内部牽制機能の確保につながるよう、現金・預金の取扱いや事務処理の状況について監査を行うこととした。

## 第2 監査の対象

### 1 監査対象部局

松江市に事務局を置き、市職員（非正規を含む）が現金、預金等の管理、会計事務を行っている団体を所管する部局（行政委員会を含み、小中学校、幼稚園、保育所、及び公営企業は除く）

### 2 監査の対象範囲

平成29年度における、所管する団体の会計事務

## 第3 監査の期間

平成30年7月23日から平成31年2月27日まで

## 第4 監査の方法

平成28年度に照会し、回答のあった39課77団体を3ヶ年に分けて監査を実施している。

監査対象の該当課（かい）は、12課（かい）23団体を30年度の監査対象とし、預金通帳、現金出納簿等の関係書類の提出を求め、書類審査及び事情聴取、実地検査を行った。

表1 行政監査実施課（かい）・団体一覧表

所管課	団 体 名
大橋川治水事業推進課	斐伊川水系治水期成同盟会
	斐伊川・神戸川治水問題松江地区協議会
鹿島支所地域振興課	鹿島自治連合会
	一般社団法人松江観光法人鹿島町支部
	松江鹿島地区交通安全対策協議会（交通安全協会）
島根支所地域振興課	海のまちサマーフェスティバル実行委員会
	島根町ふれあいフェスティバル実行委員会
	一般社団法人松江観光法人島根町支部
総務課	松江市市民憲章推進協議会
	松江市交通指導員会
定住企業立地推進課	中海圏域就業支援連携事業推進協議会
	出合いの場づくり事業実行委員会
農林基盤整備課	松江市鳥獣被害防止対策協議会
	松江市農地地すべり対策協議会
市民生活相談課	松江市町内会・自治会連合会
	松江だんだん夏踊り実行委員会
消費・生活相談室	松江市消費者問題研究会
予防課	松江市女性防火・防災クラブ連絡協議会
	松江市少年女性防火委員会
救急室	松江・安来地区メディカルコントロール協議会
生涯学習課	松江市青少年育成連絡協議会
青少年支援センター	松江市成人式実行委員会
	音楽&ものづくりスタジオ実行委員会

※その他2団体は所管課から団体等へ事務処理を移管済みのため調査対象から除外した。

## 第5 監査の着眼点

- 1 経理事務の根拠等について
  - (1) 現金・預金並びに経理事務などを公務として取り扱う根拠が、明確に定められているか。
  - (2) 会計事務に関する規程等は整備されているか。
- 2 預金通帳等の管理について
  - (1) 現金、預金通帳、印鑑は適切に管理されているか。
- 3 諸帳簿の整備について
  - (1) 収入・支出について、調書の整理、領収証の添付、決裁が適切になされているか。
  - (2) 現金出納簿は整理されているか。
- 4 チェック体制について
  - (1) 会計責任者による定期的検査、監査体制などチェック体制は確立されているか。

## 第6 監査の結果

前述の着眼点に基づいて実施した監査の結果については、以下のとおりである。

- 1 経理事務の根拠等について  
すべての団体について規約、会則、会計事務のマニュアル等は整備されていた。
- 2 預金通帳等の管理について  
預金通帳・印鑑等の保管場所はいずれも施錠がされ、適切であったが、預金通帳・印鑑の管理者が課長等の管理職でなく、担当者であるものが、4団体あった。
- 3 諸帳簿の整備について  
収入・支出調書の作成、領収証の添付、会計責任者による決裁はおおむね適正になされていたが、年度末に決裁が集中していたものが、2団体あった。  
一部の収入・支出調書がないものが10団体あり、収入・支出調書と出納簿、通帳が一致せず相殺等の処理をしているものが、3団体あった。  
前渡金支出の手続きを怠っているものが、7団体あった。  
現金出納簿はおおむね整備されていたが、現金出納簿がなく処理されているものが4団体あった。
- 4 チェック体制について  
会計責任者は、すべての団体で課長等の管理職であり、監査機関を設置していた。  
監査時以外に会計責任者が諸帳簿をチェックしていない団体が10団体あった。また、残りの団体の多くが監査時以外での会計責任者の諸帳簿チェックが年1回であった。

## 5 総括意見

今年度の監査結果の概要は以上のとおりであり、入出金について、目的、使途に関しては、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部の団体の会計事務処理については改善される必要がある。

これまで平成 28 年度から 3 ケ年にわたり、平成 28 年度の調査結果で回答のあった課（かい）のすべての団体について調査を実施した。

その結果、平成 28 年度は会計処理規程の未整備について指摘し、改善を求めたところである。

その後、平成 29 年 4 月 20 日付人第 26 号で通知された「準公金に関する取扱方針について」の効果を 2 ケ年目に検証したが、十分に周知が図られていないことが判明した。

このため、平成 29 年度の行政監査報告書において、再度、同通知の周知徹底について要望したところであるが、今年度調査したすべての課（かい）において、会計事務取扱マニュアルが作成されていることを確認した。

なお、会計責任者等による諸帳簿のチェックについては、少なくとも四半期に 1 回程度は実施されたい。

今後も、新たに任意団体の事務を担う場合も想定されるため、定期的に「準公金に関する取扱方針について」の周知を図るとともに、会計事務の研修を実施する等、適正な会計事務の執行に努められるよう望むものである。